

コーポレートガバナンス・ガイドライン

ファナック株式会社
制定 2015年12月1日

第1章 総則

第1条（本ガイドラインの目的）

本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する考え方等を示すものです。

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

当社は、創業以来のファナックの理念である「厳密と透明」の実践を徹底しています。ガバナンスを現実的に機能させるには、このように分かり易くシンプルな理念をグループ全役員社員で共有することが効果的と考えます。

「厳密と透明」について

厳密

企業の永続性、健全性は厳密から生まれる。

透明

組織の腐敗、企業の衰退は不透明から始まる。

当社では、「厳密と透明」を実践する中で具体的な行動規範を設け、当社グループ役員社員が将来にわたり高い意識を持つよう努めてまいります。

第3条（会社法上の機関設計）

当社を取り巻く事業環境は非常に変化が速いことから、顧客や市場の動向、サービス状況等の正確な情報を把握できなければ、取締役会として適切な経営判断を行うことができません。こうした事情から当社の場合は、取締役自身が日頃から業務に関与し、自身で正確な情報を得、その情報を取締役に持ち寄る体制とすべく、社外取締役以外の取締役は原則として業務執行を行います。また当社は、こうした特色を活かせる機関設計として監査役会設置会社を選択しています。

第2章 当社グループの基本方針

第4条（事業活動の方針）

第2条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）に記載した「厳密と透明」は、コーポレートガバナンスに留まらず、商品開発等を含む当社グループ役員社員の全ての行動に通じる創業以来の基本理念です。

当社グループは、「厳密と透明」を堅持しながら、以下の実践にグループを挙げて取り組んでいます。

- ・ ファナック商品は製造現場でご使用いただく設備であるとの原点に立ち、お客様の工場におけるダウンタイムを最小にし稼働率向上を図るため、「壊れない。壊れる前に知らせる。壊れてもすぐ直せる。」を商品開発において徹底する。
- ・ サービス活動をセールス活動よりも優先、世界中のどこでもファナックのグローバルスタンダードに基づく高度なサービスを提供、といった「サービス・ファースト」を実践する。
- ・ お客様がファナック商品をお使い頂ける限りサービスをする「生涯保守」を行う。
- ・ 「ワン・ファナック」を合言葉に、FA・ロボット・ロボマシンが一体となったトータルソリューションの提供、およびグループが一体となった世界中のお客様への対応、という当社グループならではの強みを最大限生かしてゆく。

これらをグループ一丸となって推し進めることにより、お客様による当社グループへの安心と信頼を高め、企業として永続的に発展していけるよう地道に努力してゆく。

第5条（ステークホルダーとの関係についての方針）

当社は、顧客、社員、株主、サプライヤ、地域社会等の全てのステークホルダーに配慮した経営を行います。

第6条（資本政策）

当社は、健全な形での永続的な発展を確保するため、また顧客、社員、株主、サプライヤ、地域社会等の全てのステークホルダーに対する責任として、どのような事象が生じても対処することのできる必要十分な財務基盤を維持します。そのうえで、中長期的な企業価値向上のため、必要な成長投資を適宜行うとともに、株主への利益還元につきましても、別紙1のとおり行います。

第7条（株式保有に関する方針）

当社は、新商品開発、部品・材料の安定購入、その他取引先との事業上の関係維持などの点から、中長期的視点に基づき当社グループ事業の維持・発展に寄与するかどうかを総合的に勘案し、必要と判断した場合のみ他社株式を保有します。

2 当社は、保有株式の議決権行使については、当社事業及び当該会社の経営への影響等を中長期的な視点から総合的に勘案のうえ、適切に行います。

第8条（内部通報制度）

当社は、社員等が不利益を被る危険を懸念することなく通報できる内部通報の新たな仕組みを設け、適切な運用を行います。

第3章 取締役会及び監査役会

第9条（取締役会の構成及び取締役候補者）

当社は、取締役候補者については、社内取締役に関してはこれまでの業務への取組姿勢から企業価値向上に資すると期待される人物を、社外取締役に 대해서는 第10条の要件を満たす人物を指名します。取締役会は、こうした構成により、建設的で活発な審議を目指します。

第10条（独立社外取締役の独立性基準）

当社は、独立社外取締役については、利害関係が特になく取締役会等において遠慮なく忌憚のない発言等を期待できる方を候補者とします。（例えば出身企業と当社の間において連結売上高に対する取引額の比率がともに僅かである、借入がない（銀行出身者の場合）など）

第11条（取締役の報酬）

取締役の報酬につきましては、社内取締役については役位を基本に業績連動部分と固定部分からなる報酬額を、社外取締役については独立性確保の観点から適切な固定報酬額を、いずれも株主総会で承認いただいた枠内で取締役会決議に基づき決定しています。

第12条（業務執行に係る決定の委任）

取締役会は、法令により取締役会の専決事項として定められた事項及び取締役会付議基準で定められたその他の重要案件を除き、業務執行に係る決定については、迅速な意思決定のため、原則として代表取締役社長に委任します。

第13条（将来を担う人材）

当社は、経営の将来を担う人材については重要会議への出席等の機会を与えるなど育成に取り組みます。

第14条（監査役会の構成及び監査役候補者）

会社法を受けて監査役の過半数は社外監査役とし、また監査役会の活動の実効性確保のため、監査役の互選により常勤の監査役を置きます。

第15条（取締役・監査役の情報入手）

取締役・監査役の情報入手については、取締役に関しては法務担当役員を監査役に関しては常勤監査役1名をそれぞれ窓口として、関係部署と連携することで支援します。

第16条（独立社外取締役、独立社外監査役等との連携）

当社は、独立社外取締役、独立社外監査役、代表取締役社長等の間での定期的な意見交換の場を設けるなどして、情報交換、認識共有を図ります。

第17条（関連当事者取引）

取締役による利益相反取引等については、法令の定めるところにより取締役会による承認を得るほか、当社は、株主共同の利益を害することのないよう役員社員に適宜指導を行います。

第18条（トレーニング）

取締役・監査役については、法令上重要な事項を中心に適宜説明を行います。特に社外取締役・監査役については、就任時等に当社の経営概況等を担当部門から説明するなどして当社経営への理解を深めていただくとともに、社外有識者による講義等の機会を提供するなど、必要な支援を行います。

第19条（取締役会の実効性等について）

当社では、取締役会の実効性等については、意見交換できる場を年2回設けていることに加え、随時、取締役および監査役から意見、評価等を受け付ける体制をとっています。この結果をコーポレートガバナンス報告書にて毎年開示します。

第20条（株主との対話）

当社は株主との対話を別紙2のとおり行います。

附 則

本ガイドラインは2015年12月22日から施行します。

株主還元方針について

〔※ 2015年4月27日開催の取締役会にて決議され同日開示〕

1. 配当について

株主の皆様への長期的な利益還元を更に充実させるため、連結配当性向を60%とする。

2. 自己株式取得について

成長投資とのバランスを考慮し、株価水準に応じて、今後5年間の平均総還元性向を最大で80%とする範囲内で自己株式取得を機動的に行う。

* 5年間の平均総還元性向とは、5年間の当期純利益の合計金額に対する配当金と自己株式取得の合計金額の比率です。

3. 自己株式の消却について

自己株式の保有は発行済株式総数の5%を上限とし、それを超過する部分は原則として每期消却する。

以上

株主との対話に関する施策

当社は、株主との建設的な対話の窓口として、S R (Shareholder Relations) 部を設置し、以下の対応を行っています。

1. S R (Shareholder Relations) 部の概要

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、本業を重視しつつ、株主の皆様との対話を推し進めるべきと考えています。広く国内外の株主の皆様との建設的な対話を促進するための所管部署として S R 部を設置しています。

2. 株主との建設的な対話を促進するための方策

株主の皆様との建設的な対話を促進するための方策として、S R 部が行っている取組は以下のとおりです。

(1) 株主の皆様との対話

株主に対して、各種ミーティングや工場案内等を通じて積極的に対話を進めています。対話は、インサイダー情報となる恐れのある情報および当社の事業活動の支障となり得る情報以外について積極的に行っています。

(2) 対話で頂いたご意見等について

対話において株主の皆様より頂いたご意見等については、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のため活用するよう努めることとされています。

3. 対話窓口

当社ホームページ (<http://www.fanuc.co.jp/ja/ir/index.html>) に掲載